

建設現場見学会支援業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が「建設現場見学会支援業務委託」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 目的

本業務は、「第2次ふくしま建設業振興プラン」に掲げる、建設業の担い手の確保・育成の基本目標の下、将来の担い手として期待される小学生等及びその保護者を対象に、福島県が開催する各見学会の支援を目的とする。

第3条 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）

第4条 見学会箇所

本業務の見学箇所は以下を予定する。

なお、見学箇所については、工事の進捗状況、現場条件その他の理由により変更する場合がある。

(1) 小学生等を対象とした建設現場見学会（全5回）

方部	見学予定箇所	参集者 (人数等)	見学時期 (予定)
県北方部 県北建設事 務所管内	上名倉飯坂伊達線（橋梁上部） 福島市町庭坂地内	桑折町立 半田醸芳小学校 児童37名 教員2名	11月
県北方部 県北建設事 務所管内	五百川橋（橋梁下部） 本宮市仁井田地内	二本松市立 渋川小学校 児童28名 教員2名	11月
会津方部 会津若松建 設事務所管 内	別舟渡線 河沼郡会津坂下町大字東松地内	柳津町立 西山小学校 児童2名 教員1名	11月
いわき方部 いわき建設 事務所管内	夏井川筋（災害復旧） いわき市小川下小川字広畑地内	いわき市立 江名小学校 児童25名 教員3名	8月
未定	未定 (学校から約50kmの範囲内を選定予定)	未定 想定10名程度	未定

※未定箇所については、特別支援学校高等部を対象とした見学会等を予定しており、見学箇所及び対象学校を、調整後に発注者が指示するものとする。なお、調整が整わない場合は、小学生を対象とした見学会とする。

(2) 親子を対象とした建設現場見学会（全3回）

- ア 見学箇所①：右支夏井川筋（護岸工）【田村郡小野町大字小野新町地内】
- イ 見学箇所②：若松北バイパス（函渠工）【会津若松市神指町榎木檀地内】
- ウ 見学箇所③：原町川俣線（道路改良）【南相馬市原町区上高平地内】

第5条 業務内容（運営支援）

本委託の業務内容は次のとおりとする。

なお、本仕様書に明記されていない取組について、提案に盛り込むことを妨げない。

（1）共通事項

受託者は、以下の内容により現場見学会の開催及び運営を行うものとする。

ア 見学場所や見学方法及び現場への送迎や見学会当日の工程について、小学校、県の出先機関（施設管理者）及び工事施工会社等と調整を行い、見学時に必要な物品を準備、携行するものとする。

イ 見学方法について、参加する小学生等が楽しみながら、主体的に理解を深めることができる方法を提案し、説明を行う県及び工事施工業者等と事前に調整を行い、見学内容に反映するものとする。

ウ 見学会当日の運営体制や緊急連絡先、スケジュール、実施内容、移動方法、司会進行の発言内容や体験活動における関係者の役割分担等を記載した見学会全体のシナリオを作成するものとする。

エ 集合場所から見学先への移動、見学先である現場間の移動、見学先から解散場所までの移動手段を確保し、運行するものとする。

移動手段については、運転手付きバス車両とし、参加（予定）者数に応じた適正な手段、規格及び台数等を準備するものとする。

なお、運行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、安全な運行管理体制の確保及び適切な休憩時間の確保等、安全運行に十分配慮すること。

オ 添乗員として最低1名が現場見学会に同行し、見学会の司会・進行、運営管理を行うものとする。

カ 雨天決行とする。（荒天等により催行が困難と想定される場合、県と協議により最終判断を行うものとする。）

キ 現場見学実施に当たり、参加者の一般的な旅行傷害保険等の加入手続きを行うこと。

ク ヘルメット及び安全ベストについては発注者が準備するため、見学会当日に配布すること。

ケ 参加者に対して理解度や満足度を測るアンケートを実施し、集計して報告するものとする。なお、アンケートの設問については、県と協議・調整を行い決定する。

コ 現場見学会活動の様子を写真撮影、記録するものとする。

撮影した写真については、本事業の活動周知を目的として県広報資料やホームページ等に掲載する可能性があることについて、参加者へ事前に了承を得ること。

また、参加者から了承が得られなかった写真については明確に区分するものとする。

（2）親子を対象とした建設現場見学会

ア 契約日から令和8年12月末までに現場見学会を開催するものとする。

イ 開催時期は、小学生及びその保護者が参加しやすい時期とし、祝日又は休日等の日程とする。

ウ 開催時間は日中とし、集合から解散まで概ね5～6時間程度（昼食等休憩時間を含む）とする。

エ 行程には適宜休憩時間を設けるものとし、昼食時間を設定する場合は、参加者が利用可能な飲食施設等を含めた行程とすること。なお、昼食等に係る経費は参加者の自費によるものとする。

オ 対象者は、県内在住の小学校4年生から6年生までの児童及びその保護者とし、参加人数は20組40名程度を想定する。

カ 見学内容について、必要に応じて体験活動を加えるなど、参加する親子が建設業に対する興味・関心を深めることができる内容を企画し、発注者や工事施工会社等と協議、調整を行い決定するものとする。

キ 参加者募集に係るチラシの作成、参加希望者の取りまとめ、参加決定通知等の事務を実施するものとする。

なお、チラシ作成の枚数や内容等は、見学会開催日決定後に協議により決定する。

ク 熱中症対策として、参加者へ飲料水（500ml程度のペットボトル）を配布するものとする。

ケ 見学会当日は、全体的な進行管理及び参加者誘導を行うものとする。

なお、参加者誘導については、建設現場以外（集合時、解散時等）についても安全に配慮して実施すること。

第6条 実施体制

(1) 事業統括責任者の配置

県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えるとともに、本事業全体の進行管理を行う事業統括責任者を定め、事業運営や進捗管理等必要事項に関する県との調整や報告について、責任を持って対応すること。

(2) 安全管理体制の整備

本事業への参加者及び同行者の安全を確保するため、安全管理に関する体制を整えるとともに、必要となる安全配慮を実施するための役割分担を明確にして対応すること。

(3) 緊急時の対応

本事業実施中に事故等が生じた場合に備え、緊急時の対応を決めておくとともに、連絡を受けられる体制を整えること。

第7条 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（別記第1号様式）

(2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）

(3) 業務実施計画書（任意様式）

以下の項目を記載した業務実施計画書を提出すること。

ア 実施計画（事業の実施方法、事業目標、実施計画、成果取りまとめ等）

イ 事業実施体制（事業統括責任者、個人情報取扱責任者、事業に従事する者、事業実施拠点、個人情報の管理体制、緊急時連絡体制、安全管理体制等）

(4) アンケート結果

アンケート回答原本及び回答を取りまとめた集計結果を紙媒体（日本産業規格A4判）及び電子データで提出すること。

(5) 活動記録写真

(6) 実績報告書

実施した業務内容（参加者の募集、応募及び問い合わせに対応する窓口を設置状況、保険加入実績及び見学会催行状況等）について取りまとめた実績報告書を提出する。

(7) その他業務の実績確認に必要と認める書類

第8条 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書（紙1部：A4版）及び電子データ（一式）

(2) 活動記録写真

記録写真については、電子データ（JPEG形式）として納品する。なお、当該写真については、本事業の活動周知を目的として県広報資料や県ホームページ等に掲載する可能性があることについて、参加者へ事前に了承を得ることとし、参加者から了承が得られなかった写真については納品時に明確に区分すること。

(3) その他、監督員の指示によるもの（一式）

第9条 業務上の留意事項

(1) 成果の確認方法は、説明責任の観点から、文書で実施・保存すること。

(2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 各見学会の事前打合せ回数は各1回以上とする。

事前打合せの対象者は、本業務受注者、小学校、県の出先機関及び工事施工会社等とする。

(4) 送迎のバスは、安全性等を考慮し、公益社団法人福島県バス協会の会員から選定すること。

(5) バス代（バス料金、高速道路使用料等を含む。）及び飲食代については、原則として契約額に含むものとする。

ただし、参加人数の大幅な変動、見学行程の変更、社会情勢の変化等、受託者の責によらない事由により、当初想定を著しく超える費用が生じた場合は、発注者と協議の上、実績精算の対象とすることができる。

(6) 異常気象によりバスや飲食にキャンセルが生じた場合の支払いについて、協議の対象とすることとし、原則として受注者の責によらない場合は、発注者と協議の上、本業務の対象経費として取り扱うことができる。

(7) 再委託の禁止

本事業の全部又は一部であっても、県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第10条 事業対象経費

当該事業に直接必要な経費（現場見学会の開催、募集広報経費、事業に従事する既存社員の賃金実費分、開催当日に臨時事務等として必要となる人員の人件費、バス等の借上費や食糧費等）であること。事業に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。

第11条 委託料の支払い

委託契約書第11条第1項に定める委託料の請求については、別記第3号様式によるものとする。

第12条 財産権の取扱い

受注者の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として発注者に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、発注者に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、発注者に報告すること。
- (2) 発注者が公共の利益のために要請する場合、発注者に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、発注者の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

第13条 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第12条第1項第7号を確認するため、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）
- (2) 役員一覧（別記第5号様式）

第14条 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本事業を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務に関するトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応するとともに、発生した場合は速やかに県に報告すること。
- (3) 本事業により制作される成果物の著作権は県に譲渡するものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) 本事業を通して知り得た個人情報及び企業情報は、目的外の使用、第三者への提供、漏洩及び売買を行わないこと。
- (6) 上記(5)については、本事業の委託契約が終了した後も同様である。
- (7) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- (8) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、業務を遂行するものとする。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、報告します。

- 記
- 1 業務名 建設現場見学会支援業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

委託料請求書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第11条の規定により請求します。

記

業 務 名 建設現場見学会支援業務委託

請 求 金 額（支払い残額） _____ 円

確定金額	受領済額	残 額	備考

別記第4号様式（仕様書13（1）関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

印

